

## 告 示

### 埼玉県告示第千百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月八日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人中小企業支援センター

（変更後） 特定非営利活動法人ヴァンテアン・プラス

三 代表者の氏名

松永 泉

四 主たる事務所の所在地

埼玉県坂戸市南町八番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、中小企業に対してインターネットや情報誌等を利用した企業情報等の提供を行い、中小企業の活性化と日本経済の発展に寄与するとともに、介護予防事業、福祉事業等における臨床美術の普及に関する事業を行い、高齢者やその家族、子供たちの心身の健全な発展と健やかな社会の創出に寄与することを目的とする。